

平成27年3月

共同企業体による工事にかかる工事成績点の取扱いについて

葛飾区においては、大型又は特殊工事における葛飾区内の中小建設業者の受注機会の確保及びこれら中小建設業者の工事施工能力の増強を図ることを目的に、建設工事共同請負制度を活用しています。

上記制度により共同企業体が請け負った工事の工事成績点については、制度の趣旨を鑑み、葛飾区施工能力審査型総合評価方式試行に関する要綱第7条で規定される工事成績評価点の算定の対象とし、各共同企業体構成員の工事成績点として取り扱うこととします。

本取扱いは、平成27年4月1日以降に発注する案件から適用します。